

令和2年度 第2回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 議事録

日時	令和2年(2020年)11月4日(水)午前10時から正午まで
場所	小田原市役所 7階 大会議室
出席委員	◎中野智一郎委員、○浅沼賢史委員、古澤英人委員、境隆志委員、瀬戸昌子委員、遠藤貴文委員、鈴木等委員、露木とし委員、福永吏子委員 (◎:委員長、○:副委員長)
オブザーバー	福田裕子、小野真由美
事務局	福祉健康部部长、福祉健康部副部长、ケアタウン担当副部长(福祉政策課長)、福祉政策課総務係長、高齢介護課長、高齢介護課地域包括支援係長、高齢介護課地域包括支援係主査、高齢介護課地域包括支援係主任、障がい福祉課長、障がい福祉課障がい者支援係副課長(障がい者支援係長)、障がい福祉課障がい者支援係主任、障がい福祉課障がい者支援係主事
欠席者	沼田昌男(オブザーバー)
傍聴者	2名

【議題】

(1) 基本理念について

事務局

(説明)

資料1に基づき、基本理念について説明。

第1回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会の後に委員からいただいた意見については、A3資料に記載している。それをまとめたのがA4資料である。基本理念には「権利を守る」「思いを汲み取る」「支えあう」といった3つの主なキーワードを踏まえ、今回の基本理念(案)とした。

改めて委員からの意見があればいただきたい。

全委員

特になし。

(2) おだわら成年後見制度利用促進指針(素案)について

事務局

(説明)

資料2に基づき、基本理念について説明。

第1章第2節については「指針の考え方や施策について令和4年度からスタートする第4期地域福祉計画の一部に位置付け権利擁護施策の一体的な整備を図る」という旨を追加する。

同章第3節の「本指針の期間は、令和3(2021)年度までとし」の部分について、削除する。資料発送後の市役所内部での検討の結果、本指針は1年だけ活用するものではなく、将来にわたって成年後見制度利用促進施策のための柱となる考え方として、期間は定めずに活用していくものとした。

副委員長

(質問)

(仮称)成年後見制度利用促進審議会について具体的なイメージができないので、審議会と指針の関係性について説明してほしい。

委員長

(質問)

指針の期間の削除、指針と(仮称)成年後見制度利用促進審議会の関係性について事務局から回答してもらいたい。

事務局

(回答)

当初、指針は令和3年度までのものであり、その後は地域福祉計画に包含する予定だった。しかし指針で示す理念は今後も息づいていくものであり、取り組むべきことについては今後新たに出てくると思うが、それは地域福祉計画の中で包含していくこととし、指針自体は令和4年度以降も柱として活用していくこととした。

(仮称)成年後見制度利用促進審議会については指針や地域福祉計画の中で掲げた内容をもとに、今の施策の方向性が誤った方向になっていないかを有識者や市民の視点を入れて検討していく場と考えている。

委員

(質問)

前回の小田原市成年後見制度利用促進検討委員会の資料の中では「審議会」として位置づけられた組織はなく、国の基本計画でも想定されていない組織であると思うが、これは小田原市独自の組織なのか。また中核機関との関係性や、審議会の委員の構成員について

教えてほしい。

事務局

(回答)

前回会議の参考資料1（成年後見制度の利用促進に関する法律）の第14条第2項で、市町村は審議会その他の合議制の機関を置くように努めることと示されている。前回の資料の中では協議会という名称にしていたが、法律に合わせて言葉を整理し、今回の資料から同法と同じ名称表記に変更したものである。

審議会は成年後見制度利用促進の取組状況について、主に指針第4章に掲げた内容の審議、中核機関の在り方を含めた制度全体について議論していく場として考えている。審議会の委員については地域連携ネットワークの関係者などのオブザーバー参加も考えられるが、基本的にはこの検討委員会と同じような委員構成になるのではないかと思われる。

委員

(質問)

中核機関を管理する役割が審議会なのか。

事務局

(回答)

管理する役割というよりは、中核機関の方向性などについての意見をもらう場と考えている。

委員

(質問)

成年後見制度の利用促進に関する法律では審議会の主体は行政になると思う。中核機関の上位機関として小田原市があることで、中核機関の自由度や裁量が少なくなり、行動がとりにくくなるということはないか。

事務局

(回答)

審議会は行政対中核機関となるような一方的な上下の関係ではなく、協力しながら多面的な議論をできる場であると考えている。

委員

(質問)

中核機関と審議会はほとんど同じ役割ではないか。

事務局

(回答)

成年後見制度の利用促進についての実行的な役割を担うのが中核機関。中核機関については他市でも各市社協に委託していることが多く、小田原市も適切な機関に委託していく予定。

委員

(質問)

社協が運営する中核機関と、市が中心に運営する審議会と二つあることになるのか。

事務局

(回答)

中核機関はあくまで実行機関の1つ。専門的な相談にも対応できるように専門職の力も借りながら進めていきたい。全体的な成年後見制度利用促進の方針や中核機関の在り方については審議会の場で検討されていくものと考えている。

委員

(質問)

監査役のようなイメージであるのか。

事務局

(回答)

たしかに現状の確認の意味では監査的役割もあるが、将来にわたっての方向性も含めて考えていくこととなるので、監査の役割だけではない。

委員

(質問)

中核機関とは、将来の方向性を考えて独自に施策を考えていくことができる場と考えていたが、違うのか。

事務局

(回答)

方向性を考える審議会と実行機関である中核機関ということで、各機関の役割は異なるものである。

委員長

(意見・質問)

現在、指針についての議論が行われているが、このような議論の場が審議会なのではないか。中核機関の在り方やその取組の方針については小田原市が単独で決めるものではなく、各委員の意見をもとに作っていくものとなる。一方、中核機関は実際の相談窓口を置くなど実行機関という点では役割が異なるものと理解できる。

資料2の2ページに戻り、事務局からの訂正箇所についての意見や質問はあるか。なければ、細かい文言については事務局に委任して承認してもよいか。

全委員

(回答)

異議なし。

委員長

(質問)

第1章について他に質問はあるか。

委員

(意見)

社会的に成年後見制度の利用促進がうたわれているが、成年後見制度を利用することに対するデメリットにも注目する必要がある。成年後見制度は本人の意思決定に対する制限の側面も持ち合わせており、制度の理解が不十分であるとトラブルが起こることもある。本当に制度を必要とする人に対する普及や、後見人との適切なマッチングが行われることが望ましいだろう。

P24の不正防止に向けた取組については個人情報の観点から、中核機関としてもどこまで情報を出せるかという問題もあり、家庭裁判所と小田原市にも順次相談していく必要があるだろう。

委員長

(質問)

第2章について、意見や質問はあるか。

全委員

(回答)

特になし。

委員長

(質問)

第3章について、意見や質問はあるか。

委員

(意見)

基本理念についてキーワードは記載のとおりでよいと思うが、利用する人にとってより分かりやすい、福永委員の案のようなサブタイトルなどをつけてはどうか。

委員長

(質問)

具体的にになにか案はあるか。

委員

(回答)

具体的な案は特段ない。

副委員長

(意見)

成年後見制度関連の言葉が前面に出てくるわけだが、市民からすると成年後見制度自体の理解が十分ではなく、結局相談に繋がらない可能性があるのではないか。基本理念を変更すべきと考えているわけではないが、具体的にどのような取組をしているかを分かりやすくPRしていくことができればよいのではないかと考えている。

委員

(意見)

成年後見制度の基本的説明や活用事例について、本指針に記載してはどうか。P23の日常生活自立支援事業についても、もう少し分かりやすい説明を記載してはどうか。

委員

(意見)

地域包括支援センターの社会福祉士部会では、成年後見制度の地域への普及やスキルアップのための研修をしているが、相談支援機関の中にも、成年後見制度を含めた権利擁護について理解できていない人が多い。実務経験が少ない人でも権利擁護の制度を知っているべきだと思うが、そうした環境を自分達で作っていくことは困難であり、その役割

を中核機関には期待したい。

委員

(意見)

後見の相談を誰に話してよいか分かりにくい。最初に相談すべき場所が決まるとよい。

委員

(意見)

相談員の立場から考えても、これまでは直接家庭裁判所や士業団体に相談することが多かったため、今後は中核機関に相談することができ、そこから家庭裁判所との調整も行われる体制が整うとよい。

市民後見人についてはしっかりとした研修を行っていかないと難しい事業だと思う。他市ではどのように進められているのか。

オブザーバー

(意見)

市民後見人養成については今後の重要な事業の一つと考えている。国も養成カリキュラムを作っていて、基礎、実践研修を行うことになるが、実際には市民後見人になった後も継続的なフォローアップ体制が組まれることが重要だと思う。

委員長

(質問)

指針案に対する修正点としては、基本理念にサブタイトルをつけるかどうか。この点について意見はないか。

全委員

(回答)

特になし。

委員長

(質問)

そもそも基本理念にサブタイトルをつけることについては差し支えないか。

事務局

(回答)

サブタイトルをつけること自体は可能だが、適当なサブタイトルをこの場で決めるこ

とができるかどうかも含めた議論をしていただきたい。小田原市としては制度の周知について、市民にとってわかりやすく広く浸透していく方法を考えていきたい。仮に指針の中でサブタイトルを決めることができなかったとしても、実務において、例えば中核機関に愛称をつけてその役割をわかりやすく PR するようなことも考えられるだろう。

#### 委員

(意見)

成年後見人の制度は難しい。介護保険は市民全員に深くかかわる制度であったが、それでも市民が制度を理解していくまでに時間がかかった。成年後見制度は家族の頑張りによっては制度を利用せずに過ごせてしまう人も多く、介護保険以上に制度の理解には時間がかかると思う。勉強し普及していくことは、民生委員の役割でもあると思っている。

#### 副委員長

(意見)

今の意見はまさに普及啓発について考える上で大切な話である。基本理念の話については、具体的なサブタイトル案が現時点であるわけではなく、将来的によりサブタイトルが出てきたら加筆することとして、現状ではこのままでもよいのではないか。

#### 委員長

(質問)

具体的なサブタイトルをこの場で決めるでは難しいので、基本理念についての変更はなしでよいか。また第3章全体についても承認でよいか。

#### 全委員

(回答)

異議なし。

#### 委員長

(質問)

第4章に議事を進めるが、P19の①の冒頭文章の「成年後見制度の利用が必要な人に対して」の部分「成年後見制度の利用が必要な人に対して」に訂正してよろしいか。

#### 全委員

(回答)

異議なし。



委員長

(質問)

他に第4章で意見や質問はあるか。

委員

(意見)

第4章に具体策が記載されていることは良い。特に地域への出前講座については相談しやすい環境づくりに繋がると思う。

委員

(意見)

現在の民生委員活動の中でも、市長申立てが必要だと思われる人が4人もいる。市との連携でなんとか対応できてはいるが、このような活動をまとめてくれる中核機関があることは良い。本当に困っている人の中には、自分から助けを求めることができない人もいる。

委員

(質問)

第2節について、相談員に中核機関の職員が同行したうえで出張相談を行う場合などで、中核機関の同行者として専門職を派遣することは可能か。

委員長

(質問)

専門職の派遣について、各士業団体では対応できそうか。

副委員長

(回答)

司法書士会としては、仕組として整っており、依頼があれば出張相談に対応することはできる。

委員

(回答)

社会福祉士会としては、行政や各種団体からの依頼があれば、事務局を通じて出張相談に対応することはできる。

委員

(回答)

行政書士会としては、すでにそういう支援を行っている。地域包括支援センター主催の個別のケア会議に同席することもある。そのような支援体制を組織化して構築していくのが中核機関の役割だと思う。

委員長

(回答)

弁護士会としては、組織として十分に対応できているわけではないが、法テラスからの依頼で対応することはある。改めて対応体制を検討していきたい。

事務局

(意見)

必ずしも中核機関が新たな相談体制を構築していくわけではなく、既存のケア会議などを活用していくことは十分に考えられる。また成年後見制度に繋げるだけでは解決できない問題も多いと思われる。既存のケア会議などの場をうまく活用していきながら、相談支援体制の構築を進めていくものと考えている。

副委員長

(質問)

第5節の日常生活自立支援事業について、全てのケースにとって成年後見制度に繋がることが望ましいわけではなく、日常生活自立支援事業も今後の重要な役割を果たしていくものと期待している。実態としてどのような感じなのか。

委員

(回答)

神奈川県社会福祉協議会から委託を受けているが、財源的には少しずつ少なくなっている。市民にとって必要な制度であり、成年後見制度と両立させるべきものと認識しているが、現在は15名の利用者に対して職員は4名。委託料の枠組みの中で動いているので、国や県の動きを注視しながら対応してまいりたい。

オブザーバー

(回答)

国の補助金も不足している。現在は契約件数に応じた単価設定となっているが、単価が実態にそぐわず低く、契約者が増えれば増えるほど財源的には厳しくなる実情がある。政策提言などで国に実情を伝えてはいる。制度上、赤字になるから対象者を増やさないということにならないよう、改善していきたいと考えてはいる。対象者やニーズの掘り起こし

を行っている団体もある。

**副委員長**

(意見)

必要な制度であるので、うまく普及していただきたい。これまでは社会福祉協議会が一度引き受けると支援の終わりが見えなかったが、いずれは後見に繋げていくなどの道筋が整備されていけばよいのではないか。

**委員**

(意見)

チームの中におだわら障がい者総合相談支援センタークローバーも追加してはどうか。

**副委員長**

(意見)

よいのではないか。

**事務局**

(回答)

追加しようと思うがどうか。

**全委員**

(回答)

異議なし。

**委員**

(質問)

第6節について、最終行に「家庭裁判所と連携して必要な対応を行います。」とあるが、不正は起こるべくして起こる。周囲の状況を見ていると、家庭裁判所への1年に1回の報告すら怠っている場合があるなど、報告の怠りは不正の兆候の一つであると思う。家庭裁判所から、後見人からの報告が遅れているという情報を専門職団体に提供することはできないか。

**オブザーバー**

(回答)

現在、報告の不備を専門職団体に伝えることは行っていない。どこまで後見人等の情報を提供できるのかが問題となる。

委員

(意見)

専門職団体で管理しきれないのであれば、中核機関での管理の余地などについても是非検討してもらいたい。

委員

(質問)

社会福祉士会でも年2回の報告で業務の適切さを判断している。適正な活動に疑いのあるケースについては現在、社会福祉士会と家庭裁判所本庁との間で、どこまで情報開示ができるか協議している状況と聞いている。この問題について中核機関がどの程度関わっていくことを想定しているのか、事務局から案があれば教えてほしい。

事務局

(回答)

現時点で具体的な案はない。

委員

(意見)

今後の課題として、協議の必要性についても承知しておいてほしい。

委員

(意見)

家庭裁判所への報告が、専門職の後見人でも滞っていることがある点について驚いた。書類の提出について、記載方法などを中核機関に相談できれば解決していくのではないか。

委員長

(意見)

日常生活自立支援事業について具体的なイメージ図を追加してはどうかという考えもあるが、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行の話も出ており、今の時点で具体的なイメージ図は乗せにくいのではないか。

委員

(意見)

日常生活自立支援事業では、利用のための契約能力があることが前提となっている。実

際に日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行するケースについて、ケア会議などの場で議論し、対応した経験がある。

委員

(意見)

具体的な対応経験はある。日常生活自立支援事業を利用していたが、生活保護制度の利用者で市町村が関わっていたケースでは、スムーズに成年後見制度の市長申立てに繋がった。

委員

(意見)

市民から見て日常生活自立支援事業とは何かという疑問が生まれるのではないかと思ったので、成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いを示すことができればよいと考えている。

事務局

(意見)

小田原市としては指針の資料として、用語解説のようなものをつけて補足する予定。特に成年後見制度と日常生活自立支援事業については、しっかりと説明していくつもりでいる。

委員長

(質問)

現状のまま、承認ということでよいか。

委員

後見類型となると本人申立てはほぼ不可能となるので、補助や保佐の種類の件数を増やしていくことが重要だと思う。日常生活自立支援事業、補助、保佐、後見の対象者が具体的に分かるようになってくるといい。

全委員

(回答)

他の意見なし。承認。

委員長

(質問)

第5章について意見・質問はあるか。

**全委員**

(回答)

特になし。

(3) 今後のスケジュールについて

**事務局**

(説明)

資料3に基づき、審議事項とスケジュールについて説明。

スケジュール中、3月に記載のある「市が基本計画を策定」を「市が指針を策定」に訂正。

下向き矢印「令和3年度」の「・本計画は」を「本指針は」に、「統合する」を「位置づける」に変更する。

スケジュールには記載されていないが、12月4日には現在の指針案を議会の厚生文教常任委員会に報告する予定。

パブリックコメントの意見を参考にしたものを含めて、2月に行われる第3回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会で最終的な承認をいただく予定。

**【その他】**

**委員長**

(意見)

本人の意見を尊重した意思決定支援が重要となっているが、厚生労働省のホームページに、最高裁判所・厚生労働省・日本弁護士会等の関係団体によるワーキンググループが作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が掲載されているので、是非参考にしてほしい。

**事務局**

(説明)

第3回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会は、2月8日(月)午前10時から、生涯学習センターけやき2階大会議室を予定している。2週間ほど前に資料を送付する。

**【閉会】**